

# らせ



## 成人病総合検診を忘れずに受けましょう

6月21日から成人病総合検診が始まります。通知書の内容を確認し忘れずに検診を受けましょう。詳しくは広報5月号をご覧ください。なお、今から検診を希望する場合は早めにお申し込みください。申込・問合せ先 保健環境課

## 心身障害児・者 巡回療育相談

日時 6月23日  
午前10時～午後3時  
(整形外科は、午後1時30分より)  
場所 南都留合同庁舎内  
都留児童相談所  
担当者 整形外科医師・精神科医師・  
その他の専門委員  
相談内容 手足の不自由、知恵や体の遅れなどこれらの子どもの家庭療育のやり方や職業の適性、施設入所の相談、その他  
※都留児童相談所まで予約のお電話をお願いします。  
なお、成人の知恵遅れの方の相談も受けます。相談は無料で、秘密はかたく守られます。  
問合せ先 都留児童相談所 ☎(45) 7 8 3 7

## 英会話(初級)教室開催

講師 英語指導助手  
スーザン・ライアンズ  
期日 6月27日・7月4日・11日・18日・9月5日・12日・19日・26日  
時間 午後7時30分～9時  
場所 文化会館3階 視聴覚室  
対象 成人(学生をのぞく)  
受講料 無料  
定員 40名  
申込期日 6月20日  
(定員になり次第締め切ります。)  
申込方法 電話でお申し込みください。  
(氏名、住所、年令、職業、電話番号をお知らせください。)  
申込先 中央公民館(文化会館3階)  
☎(43) 1 4 5 1

## 母子家庭医療費受給者証について

母子家庭医療費受給者証の有効期限は6月30日までです。  
すでに受給者証を受領している世帯で、今年度も該当する方には更新手続きの用紙を6月下旬に送付しますので、期限までに必ず手続きをしてください。

また、新たに母子家庭となった世帯で次のような方は、市福祉事務所へ申し出てください。

◇18歳未満の児童(満18歳になった日の属する年度の末日までに、18歳未満の児童とみなす)を扶養している配偶者のない女子

◇前年の所得に対する所得税の納付義務のない世帯

手続きの際必要なもの

☆印鑑

☆預金口座番号のわかるもの

☆保険証

☆前年の所得に対する非課税証明書(転入者の場合)

※受給資格がなくなった時には、すみやかに受給者証を返還してください。

問合せ先 市福祉事務所厚生係

## 家屋の現況調査にご協力を

市では、家屋の固定資産課税状況を把握するため、現況調査を実施します。

これは、市内の全家屋を対象に、課税台帳に登録してある事項(所在、種類、構造、床面積等)と現況家屋を外観から調査するものです。調査にあたっては、敷地内に立ち入らせていただくこともありますので、ご協力をお願いします。

調査期間 7月初旬～12月中旬

調査委託会社 国際航業(株)

調査員 都留市の腕章および社員証を携帯しています。

問合せ先 税務課資産税係

## 食生活改善推進員 になりませんか

市では、9月から食生活改善推進員の養成講習を行います。この講習を終了した方には、平成8年4月から推進員として地域でボランティア活動をお願いすることになります。

養成・研修期間

9月～平成8年2月(月2回木曜日)  
計12回

時間 午前9時30分～午後3時30分

内容 調理実習、講義(栄養・保健・その他)

対象 市内在住の一般女性

費用 3000円(テキスト代等)

定員 15名(東桂地区3人・禾生地区2人・三吉地区3人・開地地区3人・宝地区2人・盛里地区2人)

受付期間 6月5日～15日

申込・問合せ先 保健環境課

## 児童手当を受給されている方へ

現在児童手当を受給されている方は、「児童手当現況届」を提出することが法律によって義務づけられています。

これは、受給者の前年の所得の状況と、6月1日現在の児童の養育状況等を確認するための大切な届けです。

該当者には、6月上旬に用紙を送付しますので、必要事項を記入のうえ、必ず6月30日までに市福祉事務所へ提出してください。

提出されない場合、6月以降の児童手当の支給が受けられません。届け出の際、持参していただくものは次のとおりです。

◎現況届用紙

◎印鑑

◎年金加入証明書

(厚生年金加入者)

なお、受給中に次のような事があった場合は、すみやかに手続きをしてください。

◆住所が変わったとき

◆公務員になったとき

◆受給者が死亡または資格を失ったとき

◆出生等により支給要件児童数が変わったとき

提出・問合せ先  
市福祉事務所厚生係